

2020年1月16日

お客さま各位

株式会社 北洋銀行

## 各種預金規定の改定ならびに電子化について

当行では、2020年4月施行の改正民法をふまえ、2020年2月3日付で各種預金規定を下記のとおり改定することとしましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の各種預金規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改定後の各種預金規定を当行ホームページに掲載（電子化）させていただきますので、誠に勝手ではございますが、改定日以降、口座開設時等に配布していた各種預金規定の小冊子を廃止し、規定の交付を原則取り止めさせていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※ 印刷した各種預金規定の交付をご希望の場合は、当行本支店窓口までお申し付けください。

### 記

#### 1. 各種預金規定の改定内容

##### (1) 預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化

###### ● 改定の趣旨

改正民法（債権法）において、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は取り消すことができる旨が定められたことから、預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出を義務化するものです。

###### ● 改定対象規定

普通預金規定ほか 29 規定

##### (2) 定期預金の満期日前解約の制限の明確化

###### ● 改定の趣旨

改正民法（債権法）の下では、預金について、寄託の規定を準用することとなり、「寄託者（預金者）は受寄者（銀行）に対していつでもその返還を請求できる」規定が適用され、別段の合意がない限り、定期預金の満期日前であっても解約できることとなるため、定期預金の満期日前解約の制限について明確化するものです。

###### ● 改定対象規定

自由金利期日指定定期預金規定ほか 17 規定

#### 2. 規定一覧のホームページアドレス

<https://www.hokuyobank.co.jp/info/rule.html>

#### 3. 実施日

2020年2月3日（月）

以上

## 改定する預金規定一覧

預金規定名称	改定内容	
	(1) 預金者の後見人等が法定後見制度等の対象となった場合の届出の義務化	(2) 定期預金の満期日前解約の制限の明確化
総合口座規定	○	—
総合口座規定(無利息型普通預金用)	○	—
普通預金規定	○	—
無利息型普通預金規定	○	—
自動継続自由金利期日指定定期預金規定	○	○
自動継続変動金利定期預金規定	○	○
自動継続自由金利型定期預金(M型)規定	○	○
自動継続自由金利型定期預金規定	○	○
自由金利期日指定定期預金規定	○	○
自由金利型定期預金(M型)規定	○	○
自由金利型定期預金規定	○	○
積立式定期預金(目標型)規定	○	○
積立式定期預金(自由型)規定	○	○
積立式定期預金(おまとめ型)規定	○	○
積立定期預金規定	○	○
財産形成定期預金(一般財形)規定(期日指定定期コース)	○	○
財産形成定期預金(一般財形)規定(5年定期コース)	○	○
財形年金預金規定	○	○
財形住宅預金規定(期日指定定期コース)	○	○
財形住宅預金規定(5年定期コース)	○	○
貯蓄預金規定	○	—
当座勘定規定(一般当座口用)	○(注1)	—
当座勘定規定(専用約束手形口用)	○(注1)	—
通知預金規定	○	—
納税準備預金規定	○	—
譲渡性預金規定	○(注1)	—
外貨普通預金規定(注2)	○	—
外貨普通預金(ステートメント口)規定(注2)	○	—
外貨定期預金規定(注2)	○	○

(注1) 現行規定に「成年後見人等の届出」にかかる規定がないため、今回の改定に合わせて明文化しています。

(注2) 「規定の変更等」にかかる規定の文言を一部修正しています。

## 新旧対照表

「自由金利期日指定定期預金規定」の新旧対照表は下記のとおりです。

他の各種預金規定についても下記に準じて改定いたします。

● 預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化

改定前	改定後
9. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・貢献が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって取引店に届出てください。	9. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって取引店に届出てください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に取引店に届出てください。</u>

● 定期預金の満期日前解約の制限の明確化

改定前	改定後
7. (預金の解約、書替継続)  《今回追加》  (1) ~ (3) 《省略》	7. (預金の解約、書替継続) <u>(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> (2) ~ (4) 《省略》